

モバイルWi-Fiルーター調達仕様書

- 1 件名
モバイルWi-Fiルーター調達
- 2 目的
庁内外で青森ファンコミュニティ運用を行うためのWeb接続環境を整備すること。
- 3 概要
モバイルWi-Fiルーターを調達し、発注者へ納入し、指定された期間、指定された台数を通信可能とするもの。なお、本業務の範囲は機器等の調達、および初期設定作業(各種設定、動作確認)および、指定期間の通信対応までを含めるものとする。
- 4 業務内容
本業務における具体的な業務内容は以下のとおりとする。
 - (1) 調達台数
モバイルWi-Fiルーター 2台
 - (2) 機能要件
 - ア 連続通信時間 LTE 接続時約 11 時間以上
 - イ 連続待受時間 最長 700 時間以上
 - ウ 通信速度 受信時 150Mbps 以上、送信時 50Mbps 以上
 - エ 通信方式 LTE 同等以上
 - オ セキュリティモード WPA/WPA2-PSK 同等以上
 - カ 通信容量 1日当たりデータ使用量無制限で1ヵ月当たりデータ使用量 100GB 以上利用可能なもの
 - キ PC 接続 IEEE802.11b/g/n 同等以上 Windows10IoT 対応
 - ク 最大接続機器数 5 台以上
 - ケ 付属品 AC アダプター
 - コ 対応SIM docomo、au、Softbank のうち1社以上のMVNO LTE サービスSIM 対応
 - サ 付属品 AC アダプター
 - (3) 情報セキュリティの確保
 - ア 本調達において知り得た情報の漏えい等の事案が発生した際には、発注者に電話、口頭等による報告を行うとともに、書面にて提出すること。なお、事案の発生後は事態の收拾及び拡大防止の措置を迅速かつ適切に行うこと。また、受注者以外の者の作業も含め、対処に係る費用は全て受注者が負担すること。
 - イ 受注者環境に本調達に必要な情報以外を保持することのないよう、不要になった情報は適宜、発注者に返却を行うこと。
 - (4) 通信サービス提供に付随する手続き等
 - ア 発注者が受注者より通信サービスの提供を受けるに当たって必要となる関係機関への申請等一切の手続きを受注者が代行すること。
 - イ 発注者が本仕様書に示す事項を変更したとき、その他発注者の都合により関係機関への申請等の手続きが必要になったときは、一切の手

続きを受注者が行うものとし、発注者は受注者が約款で定めるところにより別途費用を負担するものとする。

(6) 障害時等の対応

ア 端末にかかる通信に障害が生じた際は、受注者は、その障害の原因を受注者の負担により調査しなければならない。

イ 調査の結果、障害が受注者の提供する衛星回線に起因することが明らかになった場合は、受注者は速やかに通信サービスの復旧に必要な措置をとるものとする。

ウ 調査の結果、障害が上記イに掲げる部分以外に起因すると考えられる場合は、その旨を発注者に通知しなければならない。

5 利用期間

1 1 か月（令和6年5月～令和7年3月）